

計量法施行規則の一部を改正する省令案等に対する御意見及び御意見に対する考え方

別紙

	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>・計量法関係手数料規則について、基準器検査手数料の増額幅が大きすぎる。検査機器関係の事業者の負担が増える事が予想されるが、それでは望ましくないので、事業者の経営・産業全体に悪影響を与えないよう、手数料の増額幅は抑えていただきたい。</p> <p>・また現在、キログラム原器が変更されようとしているが、今後、質量などの基準器検査手数料も大幅に変更されるのか。</p>	<p>・一般の見直しは、密度基準器、濃度基準器及び比重基準器に係る精度向上や、検査手順の安全性の観点等から基準器検査規則を改正することに伴い、基準器検査手数料も改正するものです。</p> <p>計量法関係手数料令第5条にもあるとおり、基準器検査の手数料の額は実費を勘案して改正するものであり、基準器検査規則改正に対応するために必要な検査設備や検査時間の見直しを行った結果となっています。</p> <p>・キログラム原器の変更により、基準器検査に関わる技術基準等の改正がある場合は、改正内容を踏まえ、基準器検査手数料の見直しを行ってまいります。</p>
2	<p>・基準器検査手数料の増額については、産総研での標準の変更、設備の新設、JISの改定などを理由としている。しかし、これらの件は、標準をより精度を高く、あるいはより安定供給するためにすることであり、産総研本来の事業である。</p> <p>・申請事業者は、産総研の現状の方法での基準器検査で、特に問題があるとはしておらず、その現状の精度で長期にわたり、標準の供給(基準器検査)を受けている。そのため、産総研内部での費用増加を、基準器差検査料の大幅な改定により、申請事業者へ負担を求めることは趣旨が異なることと思われる。</p>	<p>計量法第10条には正確な計量の義務について規定されており、この観点から、基準器は、取引又は証明における計量に使用される特定計量器の検定、製造又は修理の際の検査等の信頼性を確保、維持するため、一定の精度を有する計量器であることが必要と考えます。</p>
3	<p>・『校正事業者の登録に係る区分の追加(施行規則第90条、校正方法の告示改正)区分に「速さ」を加える。「速さ」の校正手法の区分を加える。』件については、産業界への貢献が大きいものとして歓迎する。</p>	<p>賛同のご意見をいただきありがとうございます。</p>
4	<p>・基準器検査規則について、現行では水としており、水の密度は標準とするテーブルがあり、それを使用していますが、この改正では、検査液の密度としています。検査液が水であれば従来とおりで支障をきたしませんが、水以外の検査液になると、その密度を測定しなければなりません。その密度の測定方法は各種あると思われそうですが、公示された方法と不確かさを確認できなければ、検査液の密度についての疑念を生じかねます。</p>	<p>・液体密度の測定については、当該基準器の検査実施主体である国立研究開発法人産業技術総合研究所により、単結晶シリコン球体による液中ひょう量法を用いて、適切に不確かさを評価を行いますので、ご懸念のような疑念は生じないものと考えます。</p>
5	<p>計量法施行規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合等を定める告示(案)第1条の表について</p> <p>・音圧レベルについて、『イ オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア』及び『ロ 三分の一オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア』は必須の設備とすべきである。</p> <p>・振動加速度レベルについて、『三分の一オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア』は必須の設備とすべきである。</p>	<p>・オクターブバンド分析器及び1/3オクターブバンド分析器は、周波数分析を行う装置であることから、例えば列車の騒音測定など、特定の騒音源を想定した定置測定には、必要としないため必須とする必要はないと考えます。</p>
6	<p>2. 計量法施行規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合等を定める告示(案)第2条の表について</p> <p>・音圧レベルについて、『イ 使用する騒音計に適する音圧レベル校正器』は、少なくとも1台はJIS C 1515に規定するクラス1のものである必要がある。</p> <p>・音圧レベルについて、『ハ オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア』及び『ニ 三分の一オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア』の性能は、JIS C 1513に規定するクラス1のものとするべきである。</p> <p>・振動加速度レベルについて、『ロ 三分の一オクターブバンド分析器又はこれと同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア』の性能は、JIS C 1513規定するにクラス1のものとするべきである。</p>	<p>・計量法施行規則別表4において、計量証明事業者が保有すべき騒音計のうち、JIS C1515に適合するクラスⅡの音圧レベル校正器では、現行検則による精密騒音計に対応することができないこと、かつ、JIS C1515に適合するクラスⅠの音圧レベル校正器であれば、精密騒音計、普通騒音計ともに対応可能であることから、以下のとおり修正することとしました。</p> <p>省令別表4 原文 「ハ 使用する騒音計に適する音圧レベル校正器(経済産業大臣が別に定めるものに限る。)」</p> <p>修正案 「ハ 音圧レベル校正器(経済産業大臣が別に定めるものに限る。)」</p> <p>告示第2条表 原文 中欄「イ 使用する騒音計に適する音圧レベル校正器」 下欄「日本工業規格C一五一五(二〇〇四)に規定するクラス一のもの又はクラス二のもの」</p> <p>修正案 中欄「イ 音圧レベル校正器」 下欄「日本工業規格C一五一五(二〇〇四)に規定するクラス一のもの」</p> <p>・JIS C1513で規定する要件は、現行の別表4で規定する性能要件以外も規定されているため、現行の別表4に定める性能としました。</p>